

平成29年第3回  
美唄市議会定例会会議録  
平成29年9月25日（月曜日）  
午前10時00分 開議

---

## ◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件（総務・文教）
- 2 議案第51号 美唄市立学校設置条例の一部改正の件（総務・文教）
- 3 議案第52号 美唄市立図書館条例の一部改正の件（総務・文教）
- 4 陳情第1号 美唄市立栄幼稚園の存続を求める陳情（総務・文教）
- 5 議案第53号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 6 議案第55号 美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 7 議案第56号 平成29年度美唄市一般会計補正予算（第3号）（予算審査特別）
- 8 議案第57号 平成29年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 9 議案第58号 平成29年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
- 10 認定第1号 平成28年度美唄市一般会計決算認定の件（決算審査特別）
- 11 認定第2号 平成28年度美唄市民バス会計決算認定の件（決算審査特別）

- 12 認定第3号 平成28年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件（決算審査特別）
  - 13 認定第4号 平成28年度美唄市下水道会計決算認定の件（決算審査特別）
  - 14 認定第5号 平成28年度美唄市介護保険会計決算認定の件（決算審査特別）
  - 15 認定第6号 平成28年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件（決算審査特別）
  - 16 認定第7号 平成28年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件（決算審査特別）
  - 17 認定第8号 平成28年度市立美唄病院事業会計決算認定の件（決算審査特別）
  - 18 認定第9号 平成28年度美唄市水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
  - 19 認定第10号 平成28年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 第3 意見書案第4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

---

## ◎出席議員（13名）

|     |           |
|-----|-----------|
| 議長  | 小 関 勝 教 君 |
| 副議長 | 土 井 敏 興 君 |
| 1 番 | 丸 山 文 靖 君 |
| 2 番 | 吉 岡 建二郎 君 |
| 3 番 | 松 山 教 宗 君 |
| 4 番 | 川 上 美 樹 君 |

|     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|
| 5番  | 楠 | 徹 | 也 | 君 |   |
| 6番  | 森 | 川 | 明 | 君 |   |
| 8番  | 吉 | 岡 | 文 | 子 | 君 |
| 9番  | 山 | 崎 | 一 | 広 | 君 |
| 10番 | 桜 | 井 | 龍 | 雄 | 君 |
| 11番 | 谷 | 村 | 知 | 重 | 君 |
| 13番 | 金 | 子 | 義 | 彦 | 君 |

### ◎欠席議員（1名）

7番 本郷幸治君

### ◎出席説明員

|        |         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市      | 長       | 高 | 橋 | 幹 | 夫 | 君 |   |   |   |   |   |   |   |
| 副      | 市       | 長 | 藤 | 井 | 英 | 昭 | 君 |   |   |   |   |   |   |
| 総      | 務       | 部 | 長 | 中 | 平 | 匡 | 司 | 君 |   |   |   |   |   |
| 市      | 民       | 部 | 長 | 村 | 谷 | 宗 | 義 | 君 |   |   |   |   |   |
| 保健福祉部  | 長兼福祉事務所 | 長 | 平 | 泉 | 宮 | 子 | 君 |   |   |   |   |   |   |
| 経      | 済       | 部 | 長 | 市 | 川 | 厚 | 記 | 君 |   |   |   |   |   |
| 都      | 市       | 整 | 備 | 部 | 長 | 西 | 尾 | 正 | 君 |   |   |   |   |
| 市立美唄病院 | 事務局     | 長 | 小 | 橋 | 一 | 夫 | 君 |   |   |   |   |   |   |
| 消      | 防       | 長 | 相 | 馬 | 一 | 司 | 君 |   |   |   |   |   |   |
| 総      | 務       | 部 | 総 | 務 | 課 | 長 | 村 | 上 | 孝 | 徳 | 君 |   |   |
| 総      | 務       | 部 | 総 | 務 | 課 | 長 | 補 | 佐 | 置 | 田 | 孝 | 浩 | 君 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 長 | 星 | 野 | 恒 | 徳 | 君 |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 森 | 川 | 治 | 君 |

|             |    |   |   |   |    |
|-------------|----|---|---|---|----|
| 選挙管理委員会委員長  | 高  | 田 | 豊 | 君 |    |
| 選挙管理委員会事務局長 | (村 | 上 | 孝 | 徳 | 君) |

|           |     |   |   |   |   |
|-----------|-----|---|---|---|---|
| 農業委員会会長   | 今   | 田 | 邦 | 彦 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 佐々木 | 武 | 君 |   |   |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 監 | 査 | 委 | 員 | 後 | 藤 | 樹 | 人 | 君 |   |   |
| 監 | 査 | 事 | 務 | 局 | 長 | 永 | 森 | 峰 | 生 | 君 |

### ◎事務局職員出席者

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 三 | 上 | 忠 | 君 |
| 次 | 長 | 濱 | 砂 | 邦 | 昭 | 君 |   |

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 松山教宗議員、

4番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第50号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件ないし順序19、認定第10号平成28年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上19件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第50号ないし陳情第1号の以上4件について、谷村総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました議案第50号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件、議案第51号美唄市立学校設置条例の一部改正の件、議案第52号美唄市立図書館条例の一部改正の件及び陳情第1号美唄市立栄

幼稚園の存続を求める陳情の以上4件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月12日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第51号及び陳情第1号については、関連がありますので、一括して質疑を行い、その質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

栄幼稚園を閉園するにしても、平成32年度からとなるため、熊や不審者の問題など、現在でも起き得ることについては、対策が必要ではないか。

また、存続を求めた2,000名を超える署名や、議会に対しても陳情が寄せられていることから、市民の方には、どのように説明していくのか、との質疑に対し、防犯の関係や熊が出たときの対応については、さらに万全を期し、マニュアル等を強化するとともに、熊が出た場合を想定した訓練も検討していきたいと考えている。

また、2,200件以上の署名は、大変重いものと受け止めているが、教育委員会としては、いかなる場合も子どもの命を守ることを最優先にすべきと考えており、少子化や不審者の関係など総合的に判断したものであり、このことについては、いろいろな場所を通じて、市民に説明していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第52号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、指定管理にする上で、司書の配置というのが非常に大事であると思うが、指定管理者を募集する段階において、複数名を配

置するという条件を参加資格とするのか、との質疑に対し、図書館にとって司書は重要な役割を担っているとともに、指定管理者制度に懸念を持たれている市民の皆さんの信頼を得るためにも、司書の配置は不可欠と考えていることから、指定管理者の募集当初から複数名の司書を配置していただくよう求めていると考えている。との答弁。

次に、学校図書の管理についても教員の負担が過重になっていることから、

その負担軽減が図られスムーズな運営ができるよう、サービスの提供の仕方や業務の提携について、図書館の指定管理と併せて考えていくべきではないか。との質疑に対し、校長・教頭会議の場などで市と各校で情報を共有し、教員の負担軽減につながるよう学校図書のシステム化について十分協議していきたい。との答弁がありました。

なお、議案第50号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第52号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第51号及び陳情第1号については、さらに検討を要するので、継続審査と併せて、閉会中の審査の議決を求めることに決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第53号及び議

案第 55 号の以上 2 件について、山崎産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長山崎一広議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 53 号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件及び議案第 55 号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件の以上 2 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 12 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 53 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

へき地保育所に入所している児童の人数と居住地区についてはどのようになっているのか。

また、必ずしも居住地区周辺の保育所に通わせている保護者ばかりではないように見受けられるが、何か理由があるのか。との質疑に対し、9 月 1 日現在で、進徳保育園は、入所児童 42 名のうち、進徳町から 1 名、峰延・光珠内地区から 9 名、母町地区から 29 名、上美唄・西美唄地区から 3 名、峰延保育所は、入所児童 10 名のうち、峰延町から 3 名、光珠内町から 1 名、南美唄町から 3 名、母町地区から 1 名、市外から 2 名、茶市内双葉保育園は、入所児童 15 名のうち、茶志内・中村地区から 9 名、母町地区から 4 名、沼の内町から 1 名、市外から 1 名がそれぞれ通っている。

居住地区外の保育所に通わせている理由としては、勤務先から近いことや、へき地保育所については、市立の認可保育所よりも保育料が低く設定されていることなどが考えられる。との答弁がありました。

次に、議案第 55 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

休館の規定に関する条文を削除するとあるが、不測の事態が生じ休館する場合は、どのように対応するのか。との質疑に対し、休館については、今後、指定管理者との協定書や仕様書に、その取り扱いについて盛り込むこととし、不測の事態が生じた場合は、市と指定管理者の双方で早急に協議をし、対応について検討していく。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 53 号及び議案第 55 号の以上 2 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第 56 号ないし議案第 58 号の以上 3 件について、土井予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 56 号平成 29 年度 美唄市一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 57 号平成 29 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）及び議案第 58 号 平成 29 年度美唄市介護保険会計補正予算（第 1 号）の以上 3 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9 月 13 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 56 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

はじめに、「基金積立金」について、平成 29 年度末、財政調整基金残高見込み額 9 億

7,039 万 4,000 円は、本市の規模として妥当な金額なのか、との質疑に対し、財政調整基金の金額については、標準財政規模の 10%程度が妥当だと考えており、本市の財政規模は 90 億円を割っている状況にあるため、現段階では 10%を超えてはいるものの、市の財源は年々減ってきていることから、その活用については慎重に考えていかなければならない。との答弁。

次に、「市立保育所管理運営事業」「へき地保育所管理運営事業」及び「認定こども園管理運営事業」について、3 歳未満の第 2 子以降の保育料を無償化するとのことだが、段階的にでも良いので、今後、市として 3 歳以上の子まで対象を拡大する考えはないのか、との質疑に対し、3 歳以上となると幼稚園に通っている子も対象に含まれることになり、財源の問題もあることから、現段階では、無償化は 3 歳未満の第 2 子以降のみで実施したい。との答弁。

次に、「認可外保育施設多子世帯保育料補助事業」について、道の補助を活用し、課税額 16 万 9,000 円未満の世帯を対象としているが、これは全道一律のものなのか。

また、保育料算定における美唄市のランクでは、どのようになっているのか。

また、次年度については、どのようになるのか、との質疑に対し、この補助率は、道内の市町が同じ 169,000 円未満ということで実施している。

また、美唄市の保育料の階層は C 3 階層になるが、所得割課税額の金額が 9 万 7,000 円以上 16 万 9,000 円未満という国の基準をもとに、市も同じように設定している。

また、来年度もこの事業は継続していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第 58 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「介護給付費準備基金積立金」について、5,442 万 3,000 円を積み立てるということだが、黒字となった理由は何か。

また、基金の残高と使い道について、との質疑に対し、施設介護サービス費のうち、老人福祉施設・特養と介護療養型医療施設サービス費の執行率が低く、特に、介護療養型医療施設サービス費の給付費が少なかったことが大きな要因である。

この基金は、今回の積立金を加えて約 1 億 2,742 万円あり、給付費や地域支援事業などの保険料で賄うべき部分や、次の保険料を下げるために使用することができるが、実際の基金の使い道については、現在、介護保険事業計画を策定中のため、介護保険料の算定も含め、策定委員会の中で議論されることになる。との答弁がありました。

なお、議案第 57 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 56 号ないし議案第 58 号の以上 3 件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、認定第 1 号ないし認定第 10 号の以上 10 件について、桜井決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長桜井龍雄議員（登壇） ただいま議題となりました認定第

1号平成28年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号平成28年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号平成28年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号平成28年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第5号平成28年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第6号平成28年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第7号平成28年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第8号平成28年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第9号平成28年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び認定第10号平成28年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月14日及び9月15日、9月19日及び9月20日の4日間、委員会を招集して審査をいたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見がありました。

その後、認定第1号平成28年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

まず初めに、第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「多目的宿泊施設管理運営事業」について、トマーレびばいのこれまでの利用実績と利用者からの評価について、また、それらを踏まえて今後どのように展開していくのか、との質疑に対し、文化・スポーツ合宿などのため、平成28年度は、札幌市や旭川市などから3団

体、延べ75人が11泊し、平成29年度は、8月31日現在で、苫小牧市や函館市、神奈川県、台湾などから19団体、延べ754人が121泊しており、今後も5団体の利用を予定している。

利用者からは「公共施設やお店が近くにあるって便利がよい」「宿泊料金が安くてリーズナブル」などの評価を受けたことから、一定の満足度を得られているものと考えており、今後も利用者が再訪したくなるようなおもてなしや効果的なPRに努め、この取り組みを持続可能なものとしていきたい。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「こども療育広場事業」について、以前の議論の中で、発達障がいに関しては、子どもの支援や指導をするにあたり、専門的な知識を持った作業療法士を配置していきたいとのことだったが、現在の応募状況はどのようなになっているのか。

また、応募がない場合、週1～2度でも良いので、近隣市町村から派遣してもらえないのか、との質疑に対し、作業療法士を配置することにより、療育指導とあわせて子どもの発達を多面的に支えることが可能になると考えており、配置に向け募集をかけているが、現在応募はない。

また、事業の性質上、作業療法士は常勤での配置がのぞましいと考えているが、近隣市町村からの派遣についても今後検討していきたい。との答弁。

次に、「最終処分場・生ごみ堆肥化施設等管理運営事業」について、堆肥の引渡しに「袋

詰め」と「バラ」があるが、「バラ」とは、ダンプなどで取りに来る方への引渡しのことか。

また、堆肥を購入した方から、以前は堆肥の臭いがほとんどなかったが、今年の堆肥は臭いがきつかったと聞いているが、製品の均一化については今後どのように考えていくのか、との質疑に対し、バラ渡し堆肥については、エコの丘にトラック等で取りに来ていただいて販売する形態をとっているが、事前に予約していただければ配送でも提供している。

また、堆肥の臭いについては、袋入り堆肥を購入した方からは聞いていないが、バラ渡し堆肥については、一部の方から臭いがするという意見を伺っている。

これについては、製造工程上の切りかえ数等により、一定程度緩和できるものと考えていることから、指定管理者に確認し、臭いの少ない堆肥を作っていきたいと考えている。

との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「ふるさとハローワーク就労促進支援事業」について、求人に対する市内求職者の充足率と企業説明会の開催状況について、との質疑に対し、平成28年度の市の有効求人倍率は1.06倍となっており、1倍を超える状況となっている。

また、平成28年度の企業説明会については、企業8社の参加をいただき、8月に2日間実施したところ、35名が参加し、うち7名が採用された。

今年度は市内14社の企業に参加していただき、7月に2日間企業説明会を開催したが、

対象を高校生に限定し、また、正規社員のみでの募集としたことから、昨年度より少ない13名の参加となった。との答弁。

次に、「環境保全型農業直接支払対策事業」について、この事業はどのようなものなのか。

また、平成27年度から平成29年度までにこの事業に取り組んだ農業者数について、との質疑に対し、この事業は、地球温暖化や生物多様性保全に貢献していくため、環境保全の効果の高い営農活動の普及・推進を目的としており、取り組み内容は、主要作物の化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減し、あわせて、緑肥の作付けや有機農業、フェロモントラップなど、農林水産省が定める3つの取り組みのうちの1つ、もしくは知事が特に必要と認める取り組みを行った農業者に対して、団体を通じて交付金を支払うものとなっている。

なお、農業者数については、平成27年度が66戸、平成28年度が108戸、平成29年度が120戸となっており、取り組み内容が理解されてきたことによって、今後とも実施農業者が増えていくものと考えている。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「交流推進費」について、美唄の観光をPRする上でのセールスポイントはどこなのか。

また、PRする上で、市民との共通認識を持つことが必要だと思うが、どのように考えているのか、との質疑に対し、本市には、アルテピアッツァ美唄や宮島沼など、他にはな

いオンリーワンの施設・資源があるほか、美唄やきとりや とりめしなど伝統ある食も豊富であり、それらの強力な地域資源を結ぶ戦略の1つとしてサイクリングも推進し、美唄のPRに努めている。

また、市民との共通認識については、市民にとって当たり前の資源や光景が、市外の方には魅力的なものとして映ることもあるので、観光パンフレットなどを市民の方にも見ていただくなどして、美唄の魅力について、市民誰もが誇りを持って答えられるよう、PRしていきたい。との答弁。

次に、「都市計画総務費」について、委託料で900万円以上の不用額が生じているが、その理由について、との質疑に対し、北海道による旭通の拡幅事業の実施に伴い、平成27年度の設計段階で、市道美培線の交差点形状が道路構造に適合せず、都市計画道路の計画変更をしなければならないため予算計上をしていたが、平成28年度になり、北海道がさらに道路設計を進めた結果、都市計画変更を行わなくても事業の実施が可能となったこと、また、旧市場跡地に関わる道道美唄富良野線沿線の利便性を活かした土地利用のさらなる増進を目的とし、用途地域の変更を行うため予算計上をしていたが、担当課で都市計画変更に関わる資料作成などを行ったため、大幅な不用額が生じた。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、住宅用火災警報器について、設置率はどうなっているのか。

また、維持管理に関する広報活動はどのよ

うなことを行っているのか、との質疑に対し、春と秋の火災予防運動期間中に、消防職員と消防団員で一般査察を行っているが、平成28年度は8,226棟の査察を行ったところ、住宅用火災警報器の設置率は90%であった。

また、維持管理に関する広報活動については、市の広報紙や消防本部のホームページによる奏功事例の掲載、火災予防運動期間中に実施する街頭防火宣伝でのパンフレットの配布、市役所ロビーにおける宣伝のぼりの設置及び宣伝用パネルの掲示、さらには各種イベント、町内会等での行事でのPR、自主防災組織町内会単位での防火講演及び避難訓練時におけるPR等を行っている。との答弁。

次に、「青少年健全育成事業」について、青少年育成基金の残高が1億円を超えているが、全国大会等へ出場する児童・生徒への助成を拡大することはできないのか、との質疑に対し、補助金にはそれぞれ規定があることから、青少年育成基金運営委員会の方の意見もいただきながら調査検討し、青少年の健全育成に努めていきたい。との答弁がありました。

次に、第11款災害復旧費ないし第15款予備費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「職員費」について、平成28年度の正職員及び嘱託・臨時職員の人数と正職員の平均給与及び嘱託・臨時職員の給与について、との質疑に対し、平成28年4月1日現在で、正職員は412名、嘱託職員は136名、臨時職員は185名となっている。

また、平成28年度における一般行政職の平均給与月額が308,600円となっており、嘱託・臨時職員については、正職員の給与を反

映させ、人勧や道の単価が変わったときに引き上げるなど、人材確保の観点からも給与の見直しを行っている。との答弁がありました。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「地方交付税」について、大きく減額となっているが、今後も含めた動向について、どのように分析しているのか、との質疑に対し、平成 27 年度と平成 28 年度で、約 4 億 900 万円減額となっており、その要因としては、国勢調査での人口の置き換えや過疎対策事業費の償還終了に伴う交付税算入の公債費の減少、算定経費の見直しなどが挙げられる。

平成 29 年度の交付税については、算定経費の見直し等により、予算対比で 8,600 万円ほど減額になっており、また、平成 30 年度の総務省の概算要求の中で、地方交付税について 2.5%減で見積もりが出ているため、今後も厳しい状況になるのではないかと考えている。との答弁がありました。

次に、認定第 2 号平成 28 年度美唄市民バス会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

市民バス西線の収入と利用者数が平成 27 年度と比べ減っているが、その理由は何か、との質疑に対し、峰延峰樺線の利用者がかなり減少しており、買い物などの際、美唄方面ではなく三笠方面へ行く方が増えたことが原因ではないかと推測している。との答弁がありました。

次に、認定第 3 号、平成 28 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて被保

険者世帯数や被保険者数が減少しているが、その理由は何か、との質疑に対し、人口減のほか、毎年 300 人ほど後期高齢者医療へ移行していることが主な要因だと考えている。との答弁がありました。

次に、認定第 4 号平成 28 年度美唄市下水道会計決算認定の件にかかる 質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

受益者負担金等の不納欠損額は、前年度から 77 万 3,000 円、39.8%増えているが、増加した理由について、との質疑に対し、不納欠損額の内訳は、受益者負担金が 2 件で 6 万 3,300 円、受益者分担金が 4 件で 200 万 7,100 円などで、増えた理由としては、本人の死亡や会社の倒産、支払い拒否、連絡不能などとなっている。との答弁がありました。

次に、認定第 5 号平成 28 年度美唄市介護保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

認知症カフェを含めた平成 28 年度の認知症施策の成果について、との質疑に対して、認知症カフェについては、認知症の方やそのご家族、認知症に関係ある方などがくつろげる場や専門職員への相談の場として 829 人の方に利用いただき、また、認知症サポーター養成講座を町内会や老人クラブ、聖華高校、市内金融機関などで 8 回開催し、228 名に出席いただいた。

また、認知症の早期発見・早期対応のため、タブレットを使用した物忘れプログラムを導入するとともに、発症予防や軽度認知障がいに関する周知や認知症の症状に合わせた家族の接し方や、社会資源の活用方法などをまとめた認知症ケアパス、美唄で暮らすための安

心オレンジガイドを作成し、地域包括支援センターで活用するとともに、医療機関や介護事業所等に配布した。との答弁がありました。

次に、認定第8号平成28年度市立美唄病院事業会計決算認定の件にかかる 質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

収入の確保について、平成28年度における医療管理等にかかわる加算については、どのようになっているのか、との質疑に対し、診療報酬では、基準点数のほかに、施設基準の届出により算定できる点数や加算があり、平成28年度には7件の届出を行い単価の増を図ったが、2年に1度行われる診療報酬改定の際に、これまで算定していた加算が基本点数の中に組み込まれ、加算として算定できなくなるケースもあることから、毎回、診療報酬点数表を精査するなど収益増へ向けた努力をしている。

なお、今回の改定は平成30年度となることから、しっかりと精査していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、認定第9号平成28年度美唄市水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

平成28年度は約8,900万円の純利益となり、また、平成27年度には約1億円あった繰越欠損金が、約1,370万円まで減少したが、その要因について、との質疑に対し、平成27年10月から料金改定を行ったことで、収入が約5,800万円増となったことや、人件費を大幅に削減することができたことが収益増の主な要因となっており、また、この収益の増加により、結果的にこれまでの累積欠損金を減らすことにつながった。との答弁がありました。

なお、認定第6号、認定第7号、認定第10号、書面審査及び総括質疑に関して質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号及び認定第3号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

また、認定第2号、認定第4号ないし認定第10号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 これより、議案第50号及び議案第51号の以上2件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第50号北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更の件及び議案第51号美唄市立学校設置条例の一部改正の件**の以上2件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第52号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

8 番、吉岡文子議員。

●8 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 52 号美唄市立図書館条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対の立場です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

この議案は、行政のアウトソーシングという考えで市立図書館の管理を民間に指定管理させようとするものです。時代の流れからいけば指定管理もやむを得ないかもしれませんが、その場合でも、指定管理にふさわしいもの、ふさわしくないものがあります。図書館業務は、後者のふさわしくないものの代表です。

そもそも図書館というものは、利用料を徴収するものではなく、国際的に見ても利用は無料が原則というものです。民間の努力によって利益が上がるものではないのです。そのような図書館に利益を求めようとするならば、おのずと働く環境と給与、採用条件を見直すことになるはずです。

図書館には司書という図書館専門の職員がいなくてはなりません。そして資格に基づいて、市民の要求に親切に応えるためには、身分的にしっかりと保障されなければなりません。

民間による指定管理にすれば人件費が節約されて、図書購入費の増加が見込めるとバラ色の将来があるかのように説明がされましたが、果たして保障されるのか、はっきりとはしていません。何でも民間というやり方だと

いうのは、目先の利益を見ればいいのかもかもしれませんが、将来を展望するならば、図書館に関しては、ふさわしくないからこそ管内・道内において公立図書館への指定管理が進まないのではないのでしょうか。

苦しくても直営で市立の旗をかたく守ることを切望して、議案第 52 号美唄市立図書館条例の一部改正の件につきましての反対討論を終わります。

●議長小関勝教君 13 番、金子義彦議員。

●13 番金子義彦議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 52 号美唄市立図書館条例の一部改正の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は原案に賛成であります。以下、その理由と若干の意見について申し上げます。

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度が導入された当時、公立図書館においては、図書館法等の規定により、公務員である館長を配置することとされていたため、図書館においては、指定管理になじまない施設として全国的に自治体において導入が進まなかったところではありますが、その後、図書館長の定義が変更され、指定管理者による管理代行を行う場合、館長が公務員であることが求められなくなったことから、ここ数年、道外・道内の自治体においても導入する自治体が増加し、空知管内においても、深川市や栗山町が指定管理者制度を導入されています。

市立図書館においては、本市の厳しい財政状況下においても、蔵書の充実についての利用者ニーズがある中で、予算措置が講じられていますが、図書購入費の現状は、全道 35 市

中下位に位置されている現状です。

このような中であっても、公立図書館は、利用者サービスの向上を図りながら、充実した蔵書を通じて、自治体のまちづくりを体現し、教養と学力の向上に資するための場であり、今まで以上に市民ニーズの多様化が求められる中、指定管理者制度を導入した民間事業者の有する能力、そして、斬新的な発想と取り組みが不可欠であると思います。

図書館の指定管理者制度の導入により、今までのようなサービスを受けられないのではないか、また、図書館の蔵書や専門性のある図書をそろえることが困難になるのではないかと、公立図書館の有する機能が失われるのではないかと等の意見がありますが、これらの意見についても指定管理者制度導入にあたって、教育委員会は、指定管理者が行う業務は、仕様書、協定書により履行が確約されるとされており、教育委員会の調査、チェック機能により、制度の導入後も公立図書館の機能は維持されるものと考えております。

また、学校と同等の教育機関であることを念頭に、公立図書館の理念等を尊重することに加え、図書館業務の専門性の確保のために、複数の図書館司書を配置するとともに、市民サービスの向上に向けて、美唄市教育委員会と指定管理者が密接に連携を保ち、これまで以上に市民の誰もが利用したくなる雰囲気作りに努めるほか、指定管理者ならではの発想力のもと、効率的、効果的な図書館運営が図られることを期待するものであります。

以上、申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、何とぞ議案第 52 号美唄市立図書館の一部改正の件について、ご賛同いただ

くようお願い申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

●議長小関勝教君 6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員 ただいま議題となりました議案第 52 号美唄市図書館条例の一部改正の件、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。その理由と意見を申し述べます。

最初に、4 月号メロディーにも掲載されています平成 29 年度第 1 回定例会の市長の市政、教育長の教育行政執行方針に指定管理者制度導入の方向づけが打ち出されていないこともあり、あまりにも拙速すぎます。

教育長は、社会教育施設の中で、図書館について「市民の皆さんの多様な知的好奇心に応えることができるよう、蔵書の充実を図るとともに、地域資料の整備や各種情報の提供など、役に立つ図書館づくりに努めてまいります」と述べています。もし指定管理者制度の構想があれば、将来展望を含め、考え方を示すべきでした。

今回の討論にあたり、日本における公共図書館の法的位置づけ、役割について調べてみました。

教育基本法、1947 年制定、2006 年全面改正では、第 12 条で地方公共団体によつての図書館の奨励があります。

社会教育法、1949 年制定、第 9 条、社会教育のための機関としています。

図書館法 1950 年制定、第 1 条、教育と文化の発展に寄与するとし、第 2 条は地方公共団体の設置する図書館を公立図書館とすることにしています。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準、

2012 年告示、生涯学習推進機関としての公共図書館の役割が定められています。

次に、反対の理由を述べます。1 つは条例の一部改正（素案）に対するパブリックコメント、市民意見が 54 件寄せられた点、多くの反対意見があり、到底理解を得たとは思えません。市民の声を尊重すべきです。

2 点目は、市立図書館は市民の財産です。市民のニーズに応えたサービス面の停滞が心配、図書館の設置者は市ですので、運営も最終的に教育委員会にあります。指定管理となると、民間の能力を効率化することで、つまり、利潤が目的となる可能性が強いわけです。コスト削減・軽減、経費面、人件費等々いろいろと予測されますが、指定管理によってどこが節減されるのかわかりづらい面があり、特に、コスト削減に職員の人件費を見込んでいる点です。

3 点目は、図書館予算についてです。かつて年間、500 万円以上あった図書購入費が財政健全化計画で、100 万から 200 万ぐらいまで落ち込みました。この財政健全化計画終了後は 300 万円台まで回復しましたが、市の図書購入費は、全道 35 市の中で 31 番目の低さです。指定管理者制度となると、サービス向上のため、なかなか図書予算増とは結びつかず、公立図書館数字基準で蔵書規模や延べ床面積等をクリアしても、民間委託となると、蔵書選定等にも不安が残る一面もあります。

4 点目は、指定管理者となった場合、教育委員会に担当職員を配置するということですが、数々の問題が生じる可能性もあり、指導に対する摩擦も心配されます。

5 点目は、道内ですでに実施されています

市における実態調査、これは少なすぎます。空知管内の深川市、栗山町のみで、それ以外の苫小牧、千歳、恵庭、留萌各市にも出向き、メリット、デメリット等、もっと調査をすべきです。

6 点目は、市の文化財、文化活動を保障するためにも、子どもたちの知的環境を保障し、市政としてのサービスを続け、人材確保と未来をつくり育てる教育施設は従来通り市立図書館で行うべきです。その点、指定管理者制度は希薄な感じがします。

7 点目は、働いている職員の雇用、労働条件、給与水準面、運営の要である図書館司書等、さらに職員の研修等で協定書に定めますとしていますが、具体的な内容はどのようなのか、守られるのかわかりません。その保障についてです。

以上、総合的に判断しますと、図書館の指定管理者制度導入は早急でなじむことができません。今後、3 年間くらいの試行期間が必要で、ことわざ「急がば回れ」がありますが、急ぐ仕事には、かえって丁寧に行うことのことわざです。

克服すべき課題を数多く指摘して、反対討論を終わります。

●議長小関勝教君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 52 号美唄市立図書館条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、陳情第 1 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**陳情第 1 号美唄市立栄幼稚園の存続を求める陳情**は、委員長の報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 53 号及び議案第 55 号の以上 2 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 53 号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件及び議案第 55 号美唄市交**

**流拠点施設条例の一部改正の件**の以上 2 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 56 号ないし議案第 58 号の以上 3 件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 56 号平成 29 年度美唄市一般会計補正予算(第 3 号)ないし議案第 58 号平成 29 年度美唄市介護保険会計補正予算(第 1 号)**の以上 3 件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第 1 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

8 番、吉岡文子議員。

● 8 番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました認定第 1 号平成 28 年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は認定に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成 28 年度における決算は、歳入 159 億 4,984 万 4,911 円、歳出 155 億 2,389 万 5,979 円となっており、翌年へ繰り越すべき財源を

差し引いて、4億2,585万5,932円の黒字となりました。

平成28年、2016年の政府予算は、安倍首相のもとで編成されたものでした。2012年の安倍内閣発足後、4回目の予算編成となります。これまでのアベノミクスの結果が問われる予算案であるとともに、戦争法成立を受けて編成された予算案でもありました。

安倍政権の経済政策、いわゆるアベノミクスが日本経済と国民の暮らしに何をもたらしたのか、その害悪は政権発足以来、明白となりました。

第一にアベノミクスは、大企業の儲けを増やせば、それが国民に滴り落ちて、経済全体がよくなるという典型的なトリクルダウン政策ですが、この間、大企業の利益は急増していますが、国民の暮らしはよくなりません、経済の好循環もつくれませんでした。アベノミクスの破綻は明らかです。

第2に、2014年4月の消費税8%への引き上げは、暮らしと経済に大打撃を与えました。安倍首相は、増税の悪影響は一時的なものであり、景気はすぐに回復すると見込んでいましたが、その見込みが全く外れてしまいました。

第3に、安倍内閣は、消費税増税は社会保障のためと言いながら、実際には小泉内閣時代を上回る規模で、社会保障予算の削減を続けました。この結果、下流老人、子どもの貧困、貧困女子、漂流青年、困窮中年などという言葉がマスコミに頻繁に登場するほど国民の間で将来に対する不安が広がりました。軍事費は予算比で伸び率1.5%、社会保障関連比1.4%を超える高い伸びでした。安倍政権

発足以来、連続の増加で、当初予算として初めて5兆円を突破するといったまさに戦争する国づくりの予算となっていました。

そういった中、平成28年度の美唄市の予算執行に携わった関係職員の皆さんには、言葉に言い尽くせないご苦勞があったことと思います。改めて敬意を表します。

本市の歳入の状況ですが、地方交付税が前年より減額となっています。人口減少などが要因となっています。自主財源の比率は25%強で、昨年よりは割合、決算額とともに増加しているとはいえ、依然として財政運営は厳しいとしか言いようがありません。

このような状況のもとで行政と市民が一体となって取り組んできた財政健全化計画が終了しました。

しかしながら、予算執行が市民の福祉の向上という自治体としての使命は果たしているか、市民の生活実態や市内経済状況に即して施策展開がなされてきたか、一人ひとりの市民、美唄に住んでよかったと言えるものだったのかが問われるものと考えます。

福祉給付金事業があり、低所得者に対して、臨時福祉給付事業がありましたが、市内経済への影響については検証されていません。

国の推進する地方創生交付金を活用しての取り組みがありましたが、市民に説明がしっかりされているかは、甚だ疑問だと言わざるを得ません。

市の基幹産業は農業と位置づけてはいるものの款別の構成では、昨年よりは若干増額とはなっているものの、総務費より少ない状況で、これが基幹産業の位置づけなのかと言わざるを得ません。

国の事業だけでなく、市独自の施策が必要だと他自治体の取り組みから見習うべきだと考えます。

市民生活と密接に関わっている生活道路の舗装率については53.7%、南空知管内では下から2番目であり、昨年と同じ立ち位置です。冬期間に傷んだ舗装を直すことと並行して、新規舗装を進めることにならざるを得ず、結果として舗装率の向上につながらないというジレンマで一番困るのは間違いなく一人ひとりの市民であり、首長としてしっかりとした決意があれば、実現可能な施策だと考えます。

決算の内容は美唄市の極めて厳しい財政状況を反映したのですが、全体を見れば、結果として基本的には国の進める路線に従った内容となっています。高齢化や社会保障関連の負担増に対し、じっと耐えながら生活する市民一人ひとりに対して必要な福祉施策こそ充実させるべきであることを申し上げ、平成28年度美唄市一般会計決算認定の件について、認定に反対の立場からの討論といたします。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成28年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は認定に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成28年度一般会計の決算は、歳入総額159億4,984万4,911円に対し、歳出総額は155億2,389万5,979円で、歳入歳出差額は4億2,594万8,932円となり、翌年度に繰り越すべき財源9万3,000円を除く実質収支で、4億2,585万5,932円の黒字決算となってい

ます。

平成28年度決算状況においては、歳入面から申し上げますと、市税が予算現額よりも約12万円減となり、地方交付税と譲与税、交付金及び実質的な交付税とされている臨時財政対策債の合計に対する決算額が、予算現額よりも約1億354万円の減となる中、歳出面では、病児保育室の整備を行ったほか、地産スノーフード開発、仮設施設を建設する事業者に経費の一部を支援する地域経済循環創造事業として4,000万円の補正予算を編成するなど、厳しい財政運営ではなかったかと思うところです。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率については、平成27年度決算と比較して、実質公債費比率では1.7ポイント、将来負担比率は18.4%の改善が見られています。

こうした状況の中で、決算での黒字確保、健全化比率の数字の改善は、市民の皆様の深いご理解とご協力をいただいたことや財政健全化計画に基づき、人件費の抑制、経費の節減などを着実に実行してきたことが要因であると評価するところであります。

今後とも理事者側においては、健全な財政運営の継続について、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それでは、賛成理由についての主な施策の取り組みについて申し上げますと、平成28年度は第6期美唄市総合計画後期基本計画が始まり、また、美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実質的な初年度であったことから、都市像に掲げてある食・農・アートが響き合う緑のまち美唄の維持を基本に、最終処分

場・生ごみ堆肥化施設等の管理運営事業など、循環型社会の構築により、環境に配慮しながら、本市の基幹産業である農業を機軸とした農・商・工連携による経済振興や高規格救急自動車整備事業、バス路線維持費補助事業など、安心・安全な福祉の充実など、市民生活の向上を図りながら、地域の特性を生かした人づくり、まちづくりの施策に積極的に取り組まれたことを評価するものでございます。

今後、地方財政制度の行方は極めて不透明な状況にあり、厳しい財政運営が続くと認識しておりますが、市長の強いリーダーシップのもとで市民のニーズに応えながら、健全な財政運営の継続と地域活性に向けて積極的に取り組まれますことを期待するものであります。

以上、申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、何とぞ認定第1号平成28年度美唄市一般会計決算認定の件について、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、私の賛成討論を終わります。

●議長小関勝教君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数であります。

よって、**認定第1号平成28年度美唄市一般会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり決

定されました。

これより、認定第2号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第2号平成28年度美唄市民バス会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第3号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

8番、吉岡文子議員。

●8番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました認定第3号平成28年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は認定に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

国民健康保険は、健康保険や共済保険等の被用者保険に加入していない労働者、農林水産業者、自営業者、退職者や無職の人などを対象にした我が国最大の医療保険制度です。国民健康保険法には、社会保障と国民保健の向上に寄与すると書かれており、国の責任で

国民に医療を保障することを明記しています。

平成 28 年度の決算の内容は、歳入 36 億 7,493 万 8,062 円、歳出 36 億 4,709 万 5,719 円で、差し引き 2,784 万 2,343 円の黒字となっています。

しかし、一般会計や基金から 3 億 5,000 万円余の繰入金をもってしてのことで、美唄市の国民健康保険会計は、依然厳しい状況となっています。

そんな中であって、今会計の予算執行に当たられた職員の皆さんのご努力には敬意を表します。

美唄市の国民健康保険の実態は、決算説明書によれば国保加入世帯数は 3,841 世帯、被保険者数は 6,097 人で、世帯全体の 3 割強、人口全体の 3 割弱を占めています。人口減や後期高齢者医療保険への加入等で、世帯数、人口とも昨年を下回りました。加入世帯の 80%が年収 200 万円以下の世帯となっており、モデルケースでも家族構成などで変化はあるものの 40 歳から 65 歳、収入 233 万で国民健康保険料負担は 42 万 1,900 円から 50 万 6,900 円と非常に高い負担となっています。この原因は、国が 1984 年から市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を 49.8%から激減させてきており、平成 28 年度は本市は 19.4%となっている状況です。国保税は誰もが払える水準に引き下げ、安心できる医療制度に改革するには、国庫負担をもとに戻すことが必要です。美唄市においても、地域の医療制度としての国民健康保険制度を守ることは、住民の福祉の増進を役割とする自治体の長としての市長の重大な責務であると考えます。

国民健康保険事業は、来年度から広域化と

なることが決定しておりますが、保険料の負担についてもいまだはっきりとは示されておられません。

高橋市長は、国に対しては国庫負担をもとの 45%に戻すことや、医療制度の見直しを求めて声をあげつつ、広域化においても、市民負担を極力削減する立場で行動していただきたいと考えます。

結果として、美唄市国民健康保険会計決算は、国の国民いじめの国民健康保健行政に従ったものであり、容認しがたいものです。

以上、申し上げまして、平成 28 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、認定に反対の立場からの討論を終わります。

●議長小関勝教君 5 番、楠徹也議員。

●5 番楠徹也議員（登壇） ただいま議題となりました認定第 3 号平成 28 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加させていただきます。

結論から申し上げます、私の立場は、認定に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は、住民にとっての医療を受ける機会を確保する地域保険として、国民皆保険制度の中核をなすものでありますが、現在は、高齢者や低所得者の加入が増加し、医療費水準は高くなる一方、加入者の所得水準が低いというような構造的な問題を抱えており、多くの市町村国民健康保険者にとっては、事業の財政を悪化させている状況にあると認識をしているところであります。

このような状況の中、本市の平 28 年度決算状況は、実質収支額で 2,784 万 2,000 円の黒字となっております。これは、税収の確保に

努められたもののほか、保険給付費の執行額が減少となり、国民健康保険事業全体が縮小となったものと考えております。

平成 28 年国民健康保険税の決算収納率につきましては、全体収納率が 68.8%と、前年比 1.1 ポイントの上昇となり、現年分、滞納繰越分ともに収納率の上昇が見られ、現年課税分の徴収強化により、滞納繰越分を増加させないよう、未納額の縮小に努めたことによる一定の成果があったと評価するものの、今後もより一層の収納率向上に努められるようご期待申し上げます。

また、保険給付の状況におきましては、保険者負担額は、前年比で 10.3%の減少となり、一人あたりの費用額及び給付額も減少となっておりますが、今後も非保険者の特定健康診査や各種がん検診等を充実させ、ジェネリック医薬品の使用促進など、各関係機関との連携を図りながら、より一層の医療費の抑制に努められますよう期待するところであります。

本市におきましては、人口が減少する中、市全世帯のうち、市の国民健康保険への加入率は 32.3%と依然として高い状況であり、世帯あたりの人員は 1.6 人と一人世帯が多い状況も見ることができます。高齢化もますます進む状況であり、必要とする時に安心して医療を受けることができるよう、制度の周知と安定した事業運営をのぞみます。

また、市民においても、日ごろから健康の大切さに関心を持ち、疾病の予防、適切な医療受診をするという意識を持つことが何よりも必要ではないかと考えるところであり、今後、さらに疾病予防につながる健診向上を図

るべく、周知に努めていただきたいと思います。

医療制度改革として、平成 30 年 4 月からの都道府県化に向けた新制度の施行まで 6 カ月余りとなり、これまで主に市町村で運営していた国保について、都道府県も今後加わることで、将来にわたってしっかり受け継いでいくことが今回の改革の趣旨と思われます。

現在、北海道と市町村間では国保を守り支えるという大きな目的を持って制度改革に向けた取り組みが実施されていると考えますが、この改革が一人ひとりの被保険者の方にしっかりと受けとめられるよう、制度の周知が求められるものであります。

このように、国民健康保険を取り巻く状況は大きく変わっていきますが、現在運営している事業の安定を保ちつつ、被保険者の健康の保持、増進と医療費の適正化を推進するとともに、制度改革の動向を見据えつつ、国保事業運営の健全化と安定化に努められるようご期待するものであります。

以上、申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、何とぞ認定第 3 号平成 28 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件について、ご賛同をくださいますようお願い申し上げます。私の賛成討論を終わります。

●議長小関勝教君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第3号平成28年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第4号ないし認定第10号の以上7件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**認定第4号平成28年度美唄市下水道会計決算認定の件**ないし**認定第10号平成28年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件**の以上7件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第3、意見書案第4号障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第4号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は年々増加しています。現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされています。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしています。

2014年1月、政府は国連・障害者権利条約の締結国に加盟しました。条約には、第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食料、衣類及び住居を含む)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとなっています。

美唄市においても、市内各所に様々な障害を持った方々が暮らしていますが、多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいます。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い

待機者が「長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であると言えます。

よって、こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を強く要望します。

記

1. 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
2. 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
3. 前2項を実現するために、障害者関連予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月25日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第4号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第4号障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書**は、原案のとおり**可決**されました。

---

●議長小関勝教君 以上をもちまして今期定例会に付議された各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成29年第3回美唄市議定会定例会は閉会いたします。

---

午前11時24分 閉会

---

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

